第四条の三第四項中「第三条第八項から第十一項」を「第三条第十一項から第十四項」に、「同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項中「第七項」とあるのは「第四条の三第三項」と、同条第十項中「第七項」とあるのは「第四条の三第三項」を「同条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第四条の三第三項ただし書」と、同条第十三項中「第十項の」とあるのは「第四条の三第三項」に、「同条第十一項中「第七項」とあるのは「第四条の三第三項」を「同条第十四項中「第十項の」とあるのは「第四条の三第三項の」に改め、同条に次の三項を加える。

5　第三条第十九項の規定は、法第二十八条の二第七項第二号に規定する政令で定めるものについて準用する。この場合において、第三条第十九項中「対内直接投資等」とあるのは、「特定取得」と読み替えるものとする。

6　第三条第二十項の規定は、法第二十八条の二第七項第三号に規定する政令で定める特別の関係について準用する。

7　第三条第二十一項の規定は、法第二十八条の二第七項第三号に規定する政令で定めるものについて準用する。この場合において、第三条第二十一項中「対内直接投資等」とあるのは、「特定取得」と読み替えるものとする。

第四条の四項中「第五項まで」を「第七項まで及び第九項」に改め、同条第二項中「第三条第八項から第十一項」を「第三条第十一項から第十四項」に、「同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項中「第七項」とあるのは「第四条の四第一項」と、同条第十項中「第七項」とあるのは「第四条の四第一項」とあるのは「第四条の七第一項」とあるのは「第四条の七第一項の」とあるのは「第四条の四第一項」を「同条第十四条の七第一項の」に、「同条第十一項中「第七項」とあるのは「第四条の四第一項」を「同条第十四項中「第十項の」とあるのは「第四条の七第一項の」に改め、同条に次の一項を加える。

8　法第二十九条第九項に規定する政令で定める行為は、第二条第二十五項第九号から第十五号までに掲げる行為とする。

第二章中第四条の四を第四条の七とし、第四条の三の次に次の三条を加える。

（禁止期間中の国の安全に係る措置に関する自発的な修正の届出の手続）

第四条の四　法第二十八条の三第一項の規定による届出は、同項に規定する禁止期間の満了する日までに、主務省令で定める手続により、しなければならない。

2　法第二十八条の三第一項の規定による届出をしようとする外国投資家が法第二十六条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに該当する場合には、当該外国投資家は、居住者である代理人により当該届出をしなければならない。

（禁止期間満了後の国の安全に係る措置に関する変更の届出等の手続）

第四条の五　法第二十八条の四第一項の規定による届出は、当該届出に係る変更を行おうとする日前六月以内に、主務省令で定める手続により、しなければならない。

2　法第二十八条の四第一項の規定による届出をしなければならない外国投資家が法第二十六条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに該当する場合には、当該外国投資家は、居住者である代理人（次項及び第五項の規定により送達される文書を受理する権限を有するものに限る。）により当該届出をしなければならない。

3　法第二十八条の四第二項において準用する法第二十八条第三項又は第六項の規定による禁止期間の延長は、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該延長の期間を記載した文書を送達して行う。ただし、外国投資家が居住者である代理人により法第二十八条の四第一項の規定による変更の届出をしている場合には、当該代理人の住所、居所又は営業所に送達するものとする。

4　第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する延長の期間を記載した文書について準用する。この場合において、同条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第四条の五第三項ただし書」と、同条第十三項及び第十四項中「第十項の」とあるのは「第四条の五第三項の」と読み替えるものとする。

5　法第二十八条の四第二項において準用する法第二十八条第五項又は法第二十八条の四第二項において読み替えて準用する法第二十八条第七項において準用する法第二十七条の四第二項において準用する法第二十七条第十項若しくは第十一項の規定による勧告若しくは命令又はこれらの取消しは、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該勧告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書を送達して行う。ただし、外国投資家が居住者である代理人により法第二十八条の四第一項の規定による変更の届出をしている場合には、当該代理人の住所、居所又は営業所に送達するものとする。

6　第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する勧告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書について準用する。この場合において、同条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第四条の五第五項ただし書」と、同条第十三項中「第十項の」とあるのは「第四条の五第五項の」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号、第六号又は第七号」と、同条第十四項中「第十項の」とあるのは「第四条の五第五項の」と読み替えるものとする。

7　法第二十八条の四第二項において読み替えて準用する法第二十七条の四第二項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知は、主務省令で定める手続により、しなければならない。

（法第二十八条の技術的読替え）

第四条の六　法第二十八条の四第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十八条第七項	同条第十項から第十二項までの規定中「国の安全等に係る措置に関する修正」とあるのは「国の安全に係る措置に関する修正」	「第一項第四号」とあるのは「第二十八条第一項第四号」と、同条第九項中「第三項若しくは第六項又は第二十七条の四第二項において準用する第六項若しくは第二十八条の三第二項」とあるのは「第二十八条の四第二項において準用する第二十八条の三第二項」と、「第一項第四号」とあるのは「第二十八条第一項第四号」と、同項中「第二十八条第一項第四号」とあるのは「同条第十項本文中「国の安全等に係る措置に関する修正」とあるのは「国の安全に係る措置に関する修正」と、「第二十八条第一項第四号」とあるのは「第二十八条の四第一項」と、同項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項第四号」と、「第二十七条の四第二項」とあるのは「第二十八条の四第二項」と、「第二十八条第一項第四号」とあるのは「第二十八条第一項第四号」と、同項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条の四第二項